

MiiMo 食堂看板リニューアル業務仕様書(案)

1 業務名

MiiMo 食堂看板リニューアル業務

2 業務目的

本業務は、三宅町交流まちづくりセンターMiiMo 内に設置している「MiiMo 食堂」について、来館者及び通行者にとって視認性が高く、施設の雰囲気と調和した看板へリニューアルすることにより、MiiMo 食堂の認知向上、利用促進及び施設全体の魅力向上を図ることを目的とする。

3 履行場所

三宅町交流まちづくりセンターMiiMo
奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 689 番地

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日まで

5 業務内容

受託者は、発注者と協議の上、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 現地確認及び設置計画の作成

- ア 設置予定箇所の現地確認を行うこと。
- イ 既存看板の状況、設置面の状態、電源の有無、視認性、安全性等を確認すること。

(2) デザイン案の作成

- ア 別紙「MiiMo 食堂看板リニューアル設置イメージ」を参考に、MiiMo 食堂の雰囲気とふさわしいデザイン案を作成すること。
- イ デザインは、MiiMo 全体の外観及び施設イメージと調和したものとすること。
- ウ 表示内容は、原則として次の内容を含むこと。
 - (ア) MiiMo 食堂
 - (イ) share kitchen
 - (ウ) その他、発注者が必要と認めるロゴ、マーク、表記等
- エ 文字サイズ、配置、色彩、素材感等については、視認性及び景観への調和を考慮すること。
- オ デザイン案は、発注者の確認を受け、必要に応じて修正を行うこと。

(3) 看板等の製作

- ア 発注者が承認したデザインに基づき、看板等を製作すること。
- イ 耐候性、耐久性、防水性、防錆性を考慮した素材及び仕様とすること。
- ウ 通常の風雨、日射、温度変化等により、容易に劣化、変形、退色、剥離等が生じない仕様とすること。
- エ 利用者及び通行者に危険を及ぼさないよう、安全性に十分配慮すること。

(4) 既存看板等の撤去又は調整

- ア 既存看板等の撤去、移設又は調整が必要な場合は、発注者と協議の上、実施すること。
- イ 撤去により発生した廃材等は、関係法令に基づき適正に処分すること。
- ウ 撤去後の設置面について、必要に応じて簡易な補修又は清掃を行うこと。

(5) 看板等の設置

- ア 承認された設置計画に基づき、看板等を設置すること。
- イ 設置作業に当たっては、施設来館者、職員等の安全確保に十分配慮すること。
- ウ 作業日時は、施設運営への影響が最小限となるよう、事前に発注者と協議して決定すること。
- エ 高所作業、電気工事、建物への固定作業等が発生する場合は、必要な資格を有する者又は専門業者により実施すること。
- オ 設置後、ぐらつき、傾き、浮き、剥がれ、照明不良等がないことを確認すること。

(6) 照明等の設置

- ア 看板の夜間視認性向上のため、照明器具を設置すること。
- イ 発注者と協議の上、設置位置、照度、照射方向、配線方法、点灯方法等を決定すること。
- ウ 照明は、利用者のまぶしさ、近隣への光害、施設景観への影響に配慮すること。
- エ 関係法令を遵守し、有資格者により施工すること。

(7) 完成確認及び報告

- ア 設置完了後、発注者立会いの下、完成確認を受けること。
- イ 完成写真、取扱説明書、保証書等を整理し、完了報告書として提出すること。

6 想定する製作物

本業務において想定する製作物は、次のとおりとする。ただし、最終的な内容は、発注者との協議により決定する。

(1) 看板

MiiMo 食堂入口上部に設置するメイン看板

(2) 文字サイン

「MiiMo 食堂」「share kitchen」等の表示

(3) 照明

看板を照らすスポットライト等

(4) その他

発注者が必要と認める付属部材、取付金具等

7 成果品

受託者は、業務完了時に次の成果品を提出すること。

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 完了報告書 | 1 部及び電子データ |
| (2) 完成写真 | 電子データ |
| (3) デザインデータ | PDF 及び編集可能なデータ形式 |
| (4) 取扱説明書及び保証書 | 該当がある場合 |
| (5) その他発注者が必要と認める資料 | 発注者の指示による |

8 打合せ

受託者は、業務の円滑な実施のため、必要に応じて発注者と打合せを行うこと。

なお、少なくとも次の時点では、発注者の確認を受けること。

- (1) 現地確認後
- (2) デザイン案作成時
- (3) 製作前
- (4) 設置作業前
- (5) 設置完了後

9 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令、条例、規則等を遵守すること。
- (2) 施設利用者の安全確保を最優先とし、作業中は必要に応じて養生、誘導表示等を設置すること。
- (3) 作業により施設、設備、備品等を破損又は汚損した場合は、受託者の責任において速やかに原状回復すること。
- (4) 施設の通常運営に支障が生じないよう、作業日時、資材搬入、騒音、粉じん等に配慮すること。
- (5) 看板の設置に当たっては、強風、雨水、落下、転倒等に対する安全性を十分確保すること。
- (6) デザイン、色彩、素材等については、発注者と十分協議し、承認を得た上で製作に着手すること。
- (7) 本業務により作成したデザインデータ等の成果品に係る権利の取扱いについては、発注者と受託者で協議の上決定する。ただし、発注者が今後の広報、修繕、増刷等に使用できるよう配慮すること。

10 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

ただし、電気工事、設置工事その他専門的な作業について、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

11 検査

発注者は、受託者から完了報告書及び成果品の提出を受けた後、業務内容が本仕様書及び協議内容に適合しているか検査を行う。

検査の結果、修正、補修又は再施工が必要と認められる場合は、受託者は速やかに対応すること。

12 支払条件

委託料は、業務完了後、発注者の検査に合格した後、受託者からの適法な請求に基づき支払うものとする。

13 疑義

本仕様書に定めのない事項又は業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者及び受託者が協議の上、決定するものとする。